

障害者虐待の現況について（報告）

1 障害者虐待通報について

平成31年度から令和5年度までの障害者虐待通報の件数は下表のとおりで、令和5年度を除き年々増加傾向にあります。

本市では、障害者虐待防止法に基づき、障害福祉課内に障害者虐待防止センターを設置し、障害者虐待に関する通報又は届出の受理を行い、必要に応じて障害者及び養護者に対する支援等を行っています。

具体的には、障害者虐待に関する通報、届出を受理した場合、虐待を受けた障害者の保護等に係る緊急性を判断した後、対応所管課を決定します。その後、対応所管課が事実確認や調査を行い、必要に応じて関係各所と連携を取りながら対応しています。

事例としては、同居の家族からの虐待の相談により、緊急の場合には施設での緊急一時保護を実施し、その間に相談支援事業者、区の障害や生活保護の担当者を交えて協議し施設入所に至ったケースや、定期的に障害福祉課職員が自宅を訪問して見守るケースなどがあります。

なお、令和2年3月から始まった緊急一時保護の件数は、令和2年度1件、令和3年度1件、令和4年度2件、令和5年度4件となっています。

【直近5年間の障害者虐待通報延件数(カッコ内は通報件数の内、障害者虐待通報ダイヤルの受電件数※1)】

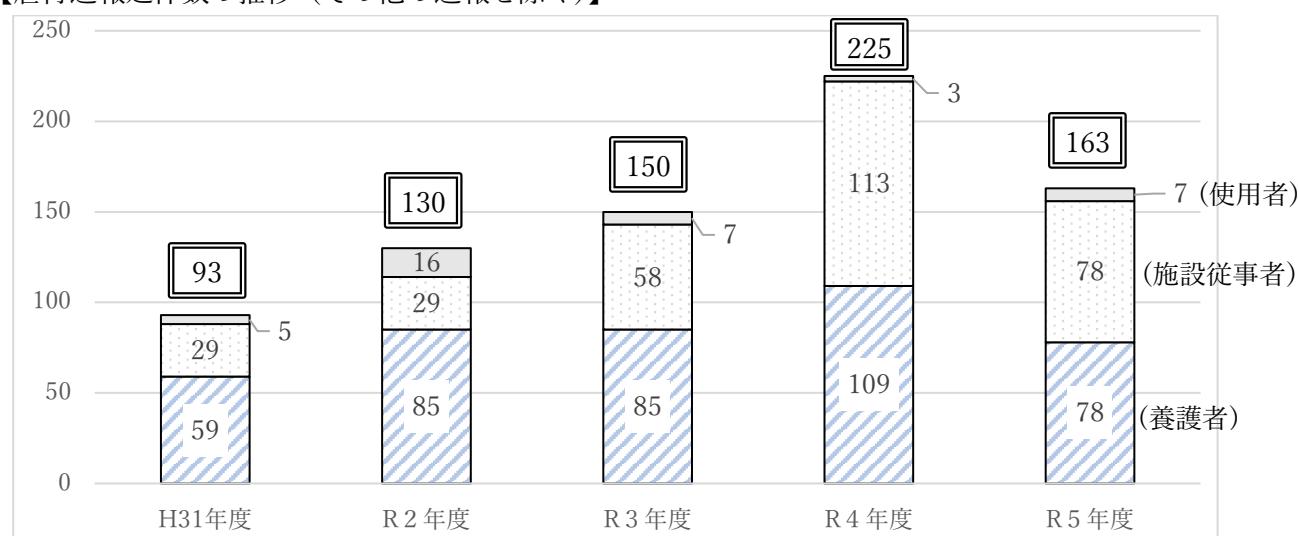
区 分	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
養護者による虐待	59(18)	85(28)	85(33)	109(50)	78(35)
施設従事者による虐待	29(20)	29(16)	58(43)	113(76)	78(53)
使用者による虐待※2	5(4)	16(12)	7(4)	3(2)	7(3)
その他※3	194(150)	240(153)	324(306)	130(101)	159(134)
合 計	287(192)	370(209)	474(386)	355(229)	322(225)

※1 通報ダイヤル以外は、当課への直電、メール、来訪、警察からの通報票（郵送）

※2 労働局が管轄。通報受理後は本市から県へ通知し、県から労働局へ報告。

※3 虐待に該当しない問合せや相談など。適切な相談窓口への繋ぎなどで対応。

【虐待通報延件数の推移（その他の通報を除く）】



2 権利擁護部会について

通報等により判明した障害者虐待の対応について、本市や関係各所のみでは対応に苦慮する場合に、当協議会の権利擁護部会を開催し意見を伺うこととしており、直近では令和2年1月に開催しています。今後も、本市のみでは判断が難しい虐待案件については、権利擁護部会に諮るなどにより適切に対応してまいります。